

第4節 環境を守り育てる仕組みが確立したまちづくり

～すべての行動が環境に配慮されたまち～

豊かな自然環境を保全するとともに快適な生活環境を整備し創造して次世代に伝えていくことは、法律や行政指導だけで行えるものではありません。

行政、事業者そして住民一人ひとりが環境に配慮するとともに、お互いに協力しながら町の環境を守っていくことが重要です。

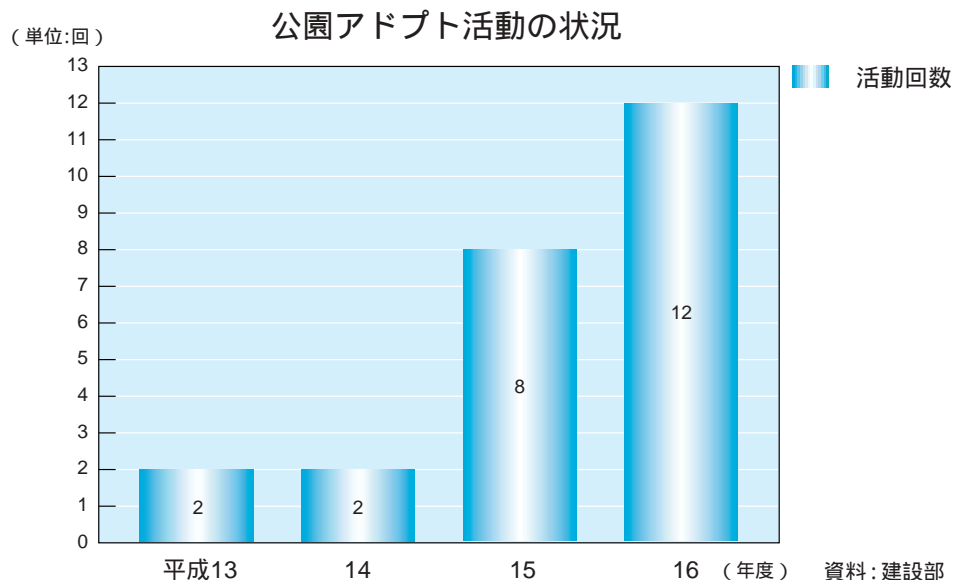
そのため、住民、事業者、NPO（*11）、行政とが互いに連携を深め、だれもが主体的に参加できる基本的な仕組みづくりを構築するとともに、公害発生源の監視と町が実施する各種事業を環境配慮型のものに転換していきます。

1. 仕組みづくり

現状と課題

まちづくりにおける環境への配慮を定着させるため、住民、事業者、NPO（*11）、行政との連携を深め、お互いに協力しながら環境を守っていく基本的な仕組みづくりが重要です。それには、従前のボランティアによる地域活動などに加え、環境を良くすることが経済を発展、活性化することになり環境も良くなるという考えに基づきシステム構築が求められています。

また、公共事業の実施に際しては、再生資源の使用、建設副産物（*49）のリサイクルといった環境への配慮が求められています。



*11 NPO・・・P67

*49 建設副産物・・・P68

環境施策

- 住民、団体の環境づくり活動
- 参画と協働(*12)による環境づくり活動
- 環境と経済の好循環(*50)の仕組みづくり
- 広域的連携

環境配慮への行動

行政は

実施中、早期に取り組みます

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの公害監視や検査を行うとともに、あらたな公害などの発生源に対する指導を強化します。

大気、水質、騒音、振動を始めとする公害などについて、法律などにより所管する関係機関などへの環境保全対策や指導などの要請を行うなど連携強化に努めます。

「公共工事設計・施工環境配慮指針」に基づき環境に配慮した公共工事を実施します。

自動車交通対策や流域の保全、廃棄物の不法投棄、ごみの減量などは、広域的に解決すべき課題への取り組みを進める必要があるため、国、県、関係市町との広域的連携を進めます。

内容を検討し、5年以内に実現します

廃棄物の不法投棄の回収について、各種団体などの協力を得られるよう制度化を検討します。

道路、公園、河川などの管理に際しては、アドプト制度(*25)などにより、住民、事業者が参画できる仕組みの構築に向け研究します。

NPO(*11)、住民団体の起業・事業化への支援、団体への公共事業の委託化の調査・研究、エコマネーなどの導入の検討などコミュニティを環境面からより良くしていく活動を育成、支援していきます。

地域で抱える様々な課題に係る取り組み事例、解決策などの情報交換の場を設けることにより、地域が自ら行動できるよう支援します。



大島であい公園での地域住民による清掃活動



住民、事業者、行政が協働して行う河川清掃

*11 NPO……………P67

*12 参画と協働……………P69

*25 アドプト制度……………P67

*50 環境と経済の好循環……P68